

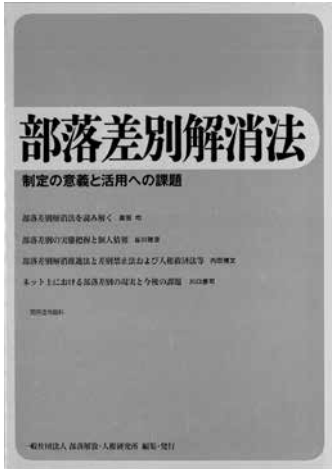
No.407



研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>
●メールアドレス webmaster@blhrrri.org



緊急出版！！

部落差別解消法 制定の意義と活用への課題

◇部落差別解消法を読み解く

奥田均 (近畿大学教授、(一社)部落解放・人権研究所代表理事)

◇部落差別の実態把握と個人情報

谷川雅彦 ((一社)部落解放・人権研究所所長)

◇部落差別解消推進法と差別禁止法および人権救済法等

内田博文 (神戸学院大学教授)

◇ネット上における部落差別の現実と今後の課題

川口泰司 (部落解放同盟山口県連合会書記長)

◇関係法令資料

2016年12月9日に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」。
その成立の背景や意義、活用するにあたっての可能性と課題について概説した入門書。
各現場における部落差別解消の取組の推進に、ぜひご活用ください！

頒価1,000円 (研究会会員800円) + 税・送料

(一社) 部落解放・人権研究所編集・発行 (2017年3月刊行) A5判・約270頁

ご購入は、部落解放・人権研究所 販売担当まで。

(TEL:06-6581-8619 FAX:06-6581-8540)

***ウェブサイトより注文票をダウンロードできます。**

もくじ

理事からのメッセージ/谷川雅彦理事	2	解放大学は第111期から112期へ	
部落差別解消推進法・連続公開研究会実施	4	受講生募集中	10
公開研究会「大阪の識字の未来をつむぐ」	5	西日本夏期講座案内、新人紹介	11
「生活困窮者支援研究会」の開催	6	高野山夏期講座開催要項	12
2016年度第2回理事会報告・総案案内	7	集会ふれあい記 第5回食肉つながり編	13
障害者差別解消法対応方針ついています	8	リレーエッセイ	14
会員登録のお願い、新刊案内	9	参加者募集・事務局体制ほか	15

理事からのメッセージ

部落差別解消法の施行にあたって ～差別解消3法の具体化を求めて

理事 谷川 雅彦



2016年は、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」という3つの差別解消法が施行された歴史的な年となりました。差別解消の取り組みで先頭を走る障害者運動は3年後の法改正を念頭に障害者差別の事例収集と相談窓口への事例持ち込み運動をはじめるとともに、2020年頃に予定されている「障害者の権利条約」にもとづく国連からの勧告に当事者の声を反映させる取り組みなど着々と準備をすすめています。ヘイトスピーチ解消法を実現した運動も大阪市につづいて神奈川県川崎市でのヘイトスピーチ解消条例制定の取り組みが山場を迎えるなど地域での運動が展開されています。

1月23日の衆議院本会議で、「部落差別解消法」成立の立役者である自民党の二階幹事長が代表質問に立って安倍総理大臣に「部落差別解消推進にける意気込み」を尋ねました。安倍総理大臣は「部落差別のない社会を実現することは重要な課題であり」「さきの国会で成立した部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえて、今後とも、差別の解消に向けてしっかりと対処してまいります」と答弁しました。

2月2日には法務省が法務局を通じて地方公共団体に過去10年間に実施された部落差別の実態調査について照会を行いました。法務省は其中で「昨年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」が施行されたところ、同法第6条において「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と規定されたことを踏まえ、現在、当局において、同条に規定する調査の内容や手法等を検討しております」「つきましては（略）貴団体において平成19年度以降に実施した同和問題についての調査の実施の有無をご確認いただき（略）平成29年2月24日までに、照会元の法務局・地方法務局担当者宛に回報していただきますようお願い申し上げます」と述べています。

2月6日には文部科学省から「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について通知が出されました。通知文では「第5条において、部落差別のない社会を実現するため、必要な教育及び啓発について規程されています」「つきましては、貴職におかれては

本法及び付帯決議について十分了知されるとともに、本法及び付帯決議を踏まえた適切な対応についてご留意願います」と述べられています。

3月2日に開催された厚生労働省社会・援護局主管課長会議でも隣保館の運営にあたって、障害者差別解消法と部落差別解消法に留意することを求めるとともに、「管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮」を求めました。さらに隣保館事業が「地域改善対策特定事業が実施された地域や、同事業は実施されなかったが地域住民の生活改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で」行われてきたとし、「今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう」求めました。

2月23日、兵庫県議会で公明党岸本県議の部落差別解消法の具体化についての質問に井戸知事は①啓発リーフレットの作成、②ネット上の人権侵害の相談窓口の設置、③条例制定の検討に取り組むと答弁しました。3月2日の鳥取県議会でも民進党森県議の質問に平井知事は「法律があるということは大事なこと」とし、①相談窓口の確保、②差別の事例収集、③従来よりも進んだ対策に取り組む決意を表明しました。

研究所も本年1月から3月にかけて「部落差別解消法公開研究会」を連続5回開催するとともに、ブックレット「部落差別解消法～制定の意義と活用への課題」を緊急出版しました。いままさに差別解消三法をセットで周知するとともにその具体化を求めていく取り組みを広げていくことが重要です。

とりわけ政府段階において重要な取り組みは実態調査の実施です。法務省は2月に自治体が過去10年間に実施した部落差別の実態調査の集約を行いました。これに加えて過去10年間に自治体が把握した部落差別事件の集約、各省庁や自治体が保有する様々なデータを活用し、被差別部落の単身高齢化率や母子家庭世帯率、生活保護率や進学率・中退率などの実態把握、そしてインターネット上の部落差別の実態把握、運動団体と連携した部落出身者からの結婚差別などの被差別体験の聞き取り調査、市民の部落問題に関する意識調査などの実施が求められています。

これらの取り組みを部落解放同盟はもとより部落解放・人権政策確立要求実行委員会や自治体でつくる全国人権同和行政促進協議会などを通して広範にすすめていくことです。加えて重要な取り組みは障害者運動やヘイトスピーチ解消運動、その他の差別撤廃運動と部落解放運動がしっかりと連帯した反差別の運動をつくりあげることです。研究所も調査研究、教育啓発という役割をしっかりと果たせるよう全力で取り組みをすすめていきます。

第四研究部門「差別禁止法の調査研究」**緊急企画 部落差別解消推進法・連続公開研究会 実施!!**

2016年12月に「部落差別解消法」が成立したことをふまえ、この法律をどう役立てていくかが問われている。差別禁止法研究会では2017年1月から3月にかけて5回の公開研究会の開催、15府県からのべ239人の方々が参加いただいたき、テーマへの関心の高さがうかがえた。

公開研究会のテーマは第1回目が法制定の立法事実となった「インターネット上の部落差別の実態」について山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんから、「部落差別解消法の意義と課題」について奥田均研究所代表理事から報告をいただいた。第2回目は法律の具体化にあたって、まず部落差別の実態把握にどう取り組むのかをテーマに、私から「部落差別の実態把握と個人情報」について報告し、尼崎人権啓発協会の三澤雅俊さんから「自治体におけるインターネット上の差別事象の把握とその対応」について報告いただいた。

第3回目は部落差別解消のための教育・啓発をどうすすめるのかをテーマに、大阪市立大学の阿久澤麻理子さんと全国人権教育研究協議会の中村衛さんからそれぞれ報告をいただいた。第四回目は部落差別解消のための相談活動をどうすすめるのかをテーマに、差別禁止法研究会代表で神戸学院大学の内田博文さんから「法務

省人権擁護機関の現状と課題」について、DPI（障害者インターナショナル）日本会議の今村登さんから「障害者差別解消法と相談活動の課題」について報告をいただいた。第5回目は、DPI日本会議の尾上副議長から障害者差別解消法をどう活用していこうとしているのか、多文化社会論を専門にする明戸隆浩さんからヘイトスピーチ解消法をどう活用していこうとしているのかについて報告をいただいた。

同和対策事業特別措置法は部落の中に対する取り組みが中心となったが、今回の法律は部落の外に対する取り組みが中心になる。まさに上杉佐一郎元委員長が訴えた「あれこれの事業ではなく差別からの解放」を実現する法律である。まず政府に部落差別の実態調査の実施と部落差別解消のための施策実施を強く求めていきたい。

詳細は研究所が発行している「部落差別解消法～制定の意義と活用に向けた課題」および『ヒューマンライツ』4月号を参照いただきたい。

なお、部落差別解消法公開研究会は法の活用へむけたテーマを設定し、今後も引き続き開催していく。ホームページ等で案内をするので、多くの方に参加いただきたい。

(谷川 雅彦)

第三研究部門「人権教育・啓発の調査研究」公開研究会

「大阪の識字の未来をつむぐ」



2月11日(土)に、「大阪の識字の未来をつむぐ 識字運動のうねり」と題して、第三研究部門の公開研究会を開催しました。岩槻知也さん(京都女子大学教授)をコーディネーターとして、元・大阪市社会教育主事である古川正志さん(おおさか識字・日本語センター事務局長)、柴田亨さん(よみかき茶屋コーディネーター)、岡本和夫さん(大阪市立総合生涯学習センター所長)より、1970～80年代に行政担当者として、同和地区の識字学級にかかわった経験について、それぞれご報告いただきました。識字学級関係者や現役の社会教育主事、研究者など50名が参加しました。

「社会教育主事になった経緯」「社会教育主事として同和地区における識字学級をはじめとした諸活動にかかわった経験」を振り返っていただき、「識字」の意義について参加者間であらためて確認しました。識字学級にかかわる女性リーダーや

学習者の姿、大阪市解放会館社会教育主事(補)連絡会における議論や国際識字年(1990年)に向けた取組などをおして多くのことを学び、自身の意識や姿勢も変容していったことが、それぞれに述べられました。

識字学級では、「一人ひとりと向き合って学習を進めていく」「自らのことを『書く』ことをとおして自分自身をつくり、学びを創造していく」といったような「人権」を柱とした学びづくりや、「一人ひとりの存在や声が安心して受け入れられる」「いっしょにみんなで学んでいく」居場所としての学級づくりが、大切にされてきたそうです。これらは、現在の識字学級や日本語教室などの取組にも必要なことであり、そうした意識や姿勢を識字・日本語教室にかかわるボランティアスタッフが持つておくことが求められると言えます。その他に、「公的保障」としての行政等のかかわりが不可欠であること、識字学級・日本語教室など関係団体・組織間の学びのネットワークづくりの必要性などについても指摘されました。

これら識字学級の取組が培ってきた「財産」を、こんごの識字学級や、ひろく社会教育の取組にどう活かしていくかが問われています。

(棚田 洋平)

第五研究部門「社会的排除の調査研究」**西郡地区と協働した「生活困窮者支援研究会」の開催**

第五研究部門の包摂型社会のあり方調査研究会では、これまでの成果（『部落解放研究』203号参照）をふまえて、2016・2017年度事業では、地域における既存の社会資源をいかした生活困窮者支援の新たなシステムやネットワークの構築の可能性について、ひとつの地区を対象をしぼって、地元の関連組織・団体の関係者ならびに行政関係者などと協働しながら、具体的な提案を試みることをめざしています。

具体的には八尾市の西郡地区において、当該地区の生活困窮者ならびにその支援の諸課題に答えることを目的とした、「生活困窮者支援研究会」を八尾市人権かつら地域協議会の協力を得ながら、開催してきました。各回、研究会のメンバー（研究者）、地元で生活困窮者支援にかかわっている隣保館職員や社会福祉協議会職員、部落解放同盟支部関係者、学校関係者ならびに八尾市の関係各課の職員ら、約20名前後が参加し、議論を積み重ねてきました。

まず第1回（12月7日）は、地元でゼミの学生による取組も展開している、寺川政司さん（近畿大学建築学部准教授）より「西郡地区の現状と課題」と題して報告していただき、当該地区の諸課題と可能性について参加者間で共有しました。次に、生活困

窮者のための仕事づくりをいかに進めていくかという観点から、その方法について「しごとづくりの仕方を学ぶ」（1月31日、能島裕介さん NPO法人ブレーンヒューマニティ理事長）、「お金の調達の方法を学ぶ」（2月22日、伊藤健さん 慶應義塾大学政策・メディア研究科特任講師）というテーマで、第2回・第3回を開催しました。第1～3回の議論において、当該地区の課題として「高齢者の仕事づくり」「移動支援」「買い物弱者対策」が挙げられたことを受けて、第4回（3月23日）は、「生活困窮者自立支援」と題して、高木哲次さん（企業組合伊丹市雇用福祉事業団代表理事）より、生活困窮の状態にある高齢者や若者などを対象とした仕事づくりや居場所づくりの取組について報告いただきました。その後（4月7日）、伊丹市雇用福祉事業団（伊丹市）とシニアワークセンターとよなか（豊中市）を対象とした、現地視察を当研究会の一環として実施しています。

引き続き、「移動支援」「買い物弱者対策」というテーマで研究会を開催する予定です。そして、この間の一連の研究会や現地視察の内容をふまえて、西郡地区における生活困窮者支援のしくみづくりについて考えます。

（棚田 洋平）

2016年度 第2回理事会報告

部落差別解消法をふまえて、調査・研究の深化と積極的な啓発を

去る2017年3月16日(木)に、2016年度第2回の理事会が開催されました。

理事会では、昨年12月に部落差別解消法が施行されたことをふまえ、調査・研究部の第一研究部門を「部落史」に特化した研究部門とし、新たに「部落差別」の調査研究に取り組む第六調査研究部門を立ち上げることが確認されました。

人権啓発・人材育成事業においても障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の施行をふまえ、これら差別解消三法の啓発と社会的差別の法規制を求める世論を盛り上げるために、宮崎市で開催する西日本夏期講座をはじめ、高野山夏期講座、解放大学、企業啓発講座、兵庫県神戸市で開催する人権啓発研究集会の成功に向けて取り組むことや、次代の部落解放運動を担う人材育成の取り組みとして運動団体と連携し、これらの講座を無料受講できる制度のモデル実施が確認されました。

また、個人会員・賛助会員、『ヒューマンライツ』購読者、啓発集会、講座の参加者の拡大に取り組むことも確認されました。

研究所の前身である大阪部落解放研究所が設立され来年で50年を迎えるにあたり、部落差別解消法をふまえた今日的な部落差別の実態調査の実施、部落問題の調査研究を担う次代の人材の育成、部落解放運動のシンクタンクとしての事務局機能の強化という視点から、50周年記念事業を企画・検討していきます。そのために「50周年企画プロジェクト」を設置するとともに寄付を呼びかけることが承認されました。

その他、理事会で確認・承認された議案および2016年度事業報告(案)などは、6月15日(木)に開催する第6回総会で会員の皆様へ提案・審議いただきます。会員の皆様には5月上旬をめどにご案内を差し上げますので、ご予約くださいますようお願い申し上げます。

(佐藤 晃司)

一般社団法人 部落解放・人権研究所 第6回定時総会

日時：2017年6月15日(木)

午後1時 第6回定時総会

午後2時30分 記念講演「ウェブ社会と『新しい差別』」

荻上 チキさん(評論家、ニュースサイト「シノドス」編集長)

会場：大阪市立こども文化センター(クレオ大阪西)

大阪市此花区西九条6-1-20(JR環状線・阪神なんば線「西九条」駅下車)

講演協力費：会員 1,000円 会員外 2,000円

昨年と開催時間・開催場所が異なりますので、ご注意ください

障害者差別解消法の施行をふまえて 研究所の対応方針をつくっています

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目的とする障害者差別解消法が昨年4月に施行されて約1年が経ちました。

この法律の背景には、国連障害者権利条約の締結や、障害者基本法での差別の禁止原則の具体化などがあります。また、幾多の被差別体験、苦難とともに積み重ねられてきた障害者運動があるともいえます。この法律を、社会を変える実効性のある法律にしていくことが求められます。

障害者差別解消法は、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。また、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供について、国や地方公共団体等の行政機関には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。法律を具体化するために、国や地方公共団体等には「対応要領」が、民間事業者には「対応指針」が示され、法の理解と行動が促されています。

当研究所では、研究所が関わる事業においてこの法律をどう具体化していくのかという問題意識のもと、職員研修の形で、独自の「対応方針」等の作成に取り組んでいます。

これまでに2回、「障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議(大障連)」事務局長の西尾元秀さんにアドバイザーとして

同席いただき、全体的な「対応方針」案および、啓発や情報発信、研究等、職員が担当する事業ごとの具体的対応案を検討しています。

「対応方針」は、厚生労働省の福祉事業所向けの対応指針等をベースに作成することになりました。相談や要望を受ける窓口を明示し、職員が継続的に研修・啓発・情報収集などに取り組み、経験を積み重ねながらこの方針を改善していく方向です。

さらに、聴覚障害者への手話通訳や文字情報サービスの提供、身体障害者の移動の際の配慮など、これまで研究所が行ってきた具体的な対応事例をふりかえりながら、今後想定されるさまざまなケースや場面についても検討していきます。

この研究所「対応方針」は、5月の理事会に諮った上で、ウェブサイトなどで公開する予定です。(川本 和弘)



3月28日の職員研修の様子

2017年度賛助会員、正会員の更新・入会のご案内

2017年度賛助会員、正会員(個人)の更新及び入会手続きを行っております。お早めにご手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。お手元にお送りしました入会申込書に必要な事項をご記入の上、同封した封筒またはfaxでお送りいただくか、ウェブサイトからお申し込みください。

お支払いはオンラインショップをご利用いただくと手数料無料です。その他、銀行振込、郵便振込、現金書留等でもお支払いいただけます。入金確認後、領収証をお送りします。

*正会員の会費および特典につきましては、通信最終頁でご確認ください。

新刊案内

シリーズ「差別禁止法制定を求める当事者の声」5~7巻

2016年からシリーズで刊行している「当事者の声」。現在、第7巻まで刊行しました。

- ⑤HIV問題のいま
- ⑥見た目問題のいま
- ⑦部落問題のいま

各人権課題の概説、当事者による被差別体験談、関連資料などを掲載しています。

続いて「アイヌ」「水俣病」も刊行の予定です。



A5判 / 頒価 500円 (7巻のみ 1,000円)

お問い合わせは、調査研究部まで (TEL06-6581-8572)

「国際人権規約連続学習会講演録 2016」

2016年1月から12月にかけて開催した学習会の講演録をまとめた1冊。

知的障害者への情報提供、難民問題、女性差別撤廃条約日本審査、SIB、カラーユニバーサルデザイン、ネットと人権、アイヌ民族の権利、ビジネスと人権、子どもの貧困、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、沖縄差別と基地問題…さまざまな人権課題に取り組む講師たちによる講演の記録。



新書判 140頁 / 頒価 1,000円 (税込)

お問い合わせは、世界人権宣言大阪連絡会議事務局まで (TEL06-6581-8705)



解放大学は第111期から112期へ

受講生
募集中

2016年度の部落解放・人権大学講座(解放大学)はこの数年間の2期開講から、1期に集約しての実施となりました。受講生は79人集いました。企業から47人、自治体から27人、大学から4人、地域人権センター(隣保館)から1人です。

悲しいことに、おひとりの受講生が期間中にご逝去されるということがありました。謹んで哀悼の意を表します。

全24回、週1回ペースで約半年間にわたる講座は昨年9月2日に開講。部落問題を中心とする講座やフィールドワークを軸に、「マジョリティの特権」について考える講座や、差別をなくす社会システムのあり方などを考える講座も含めました。

その上で、宿泊研修を皮切りに8~9人の班を単位とした自己啓発学習に取り組みました。部落問題と自分との出会い、様々な差別・人権問題との関わりについて、各班2人の助言者も交え7日間にわたって自己の意識に向き合い、班員とともに話合いました。

プログラムの後半は、多様な差別問題・人権課題を学ぶ講座となりました。今日的な問題として、生活困窮者問題や、ヘイトスピーチ問題に関する講座、なおも厳しい差別の現実があるハンセン病問題、部落解放・人権研究所が調査研究を進めている「差別禁止法」についての講座、さらには、司法と人権、報道と人権との関わりについての講座でも学びました。

プログラムの後半には、修了課題となる自由課題研究レポートの作成・発表を行い、今年3月2日に修了の日を迎えました。

2016年度もまた、一部講座について、広くどなたでも聴講できる講座を設けました。修了生などのべ42人が参加されました。

2017年度は、2016年度をベースにしたプログラム・日程とし、43年目の歴史を積み重ねます。

昨年12月に施行された部落差別解消推進法についてもプログラムに反映しています。

開催要綱(パンフレット)は、PDFでウェブサイトに掲載しています。

(川本 和弘)

2017年度
“人権”を総合的に学べる国内有数の講座
2016年12月施行の部落差別解消推進法も学びます。

部落解放・人権
大学講座

出会い
発見
感動

学習者こそが主人公
講師別事業部との出会い

写真の講師陣・サポート体制

42年の歴史の上に、396団体、5,196人の受講実績。

第112期
2017年
9月1日 ▶ 2018年
3月16日

受講料
248,400円

●主催：一般社団法人 部落解放・人権研究所 ●協力：部落解放・人権大学講座運営委員会

まもなく開催!!

第42回部落解放・人権西日本夏期講座 in 宮崎

西日本夏期講座、2017年の今年は宮崎県宮崎市において開催します。宮崎での開催は2011年に続き、2度目となります。

地元宮崎の部落解放運動や行政の

啓発活動の報告はもちろん、長崎の被差別部落の人々とキリシタンの人々が歩んだ歴史を宮崎出身の作家、高山文彦さんから伺います。さらに、2016年4月に発生した熊本地震での被災障害者支援の取り組みや佐賀県での若者支援の取り組みの報告、熊本食肉センターでの仕事を通してのちや差別を考える講座など、九州にゆかりのある内容が盛りだくさんになりました。

また、日本国憲法施行70年の節目として、テレビ番組等でもおなじみ、当研究所理事の谷口真由美さんに、憲法を読み解いていただきます。選挙候補者の男女均等に関する法律が審議されている現在、女性議員を増やす取り組みや影響も学びます。

フィールドワークは延岡市・塩浜地区を訪問、地域の歴史を歩いて学びます。歴史の地、日に向にも立ち寄ります。

宮崎と言えば地鶏、チキン南蛮、マンゴー…。開催地を歩き、特産品をいただけるのも全国規模の講座の魅力でしょうか。多くの方のご参加をお待ちしています。 (今井 貴美江)

- 日 時 2017年6月22日(木) 23日(金)
- 会 場 ①メディキット県民文化センター
②宮崎市民文化ホール
- 参加費 4,000円(税込み)

御 礼



2月2日～3日にかけて愛知県名古屋市にて開催した第31回人権啓発研究集会は多くの方にご来場いただき、ありがとうございました。2日間の参加者はのべ3千人でした。ご協力いただいた皆様はこの場を借りてお礼申し上げます。

新 人 紹 介

この3月に大学院を修了し、お世話になることになりました。大学院でのテーマは、教育に関することでした。簡単にまとめるなら、「教育の法律のなかではOKな行動なのに、学校ではNGとされてしまうのはなぜなのか」というような内容です。まだまだ慣れないことばかりですが、ゆっくりと学べていけたらなと思います。気軽に話しかけてもらえると、とてもうれしいです。



かただ しんのすけ
片田 真之輔

2017年度 第48回部落解放・人権夏期講座のご案内

- 日 時 8月23日(水)～8月25日(金)
- 参加費 7,500円 (FW3,500円)
- 会場 高野山大学 松下講堂黎明館、体育館、201教室、図書館
- 主催 部落解放・人権夏期講座実行委員会
- 問合せ先 部落解放・人権研究所 啓発企画部
TEL.06-6581-8576 FAX.06-6581-8540
Email koyasan@blhri.org
- 宿泊に関する申込・問合せ先
株式会社ジョイックス (大阪府知事登録旅行業第2種1558号)
TEL.06-6390-3400 FAX.06-6390-0394

[内容一覧]

8月23日(水)

全体講演 「部落差別解消法の意義と活用への課題」「相模原事件が問いかけるもの」「なぜいま『水俣病』なのか」「ハンセン病家族訴訟にふみきった思い」

8月24日(木)

- 課題1 「ヘイトデモを止めた街から～誰もが力いっぱい生きられるために～」
「貧困・虐待に苦しむ女性の支援～若草プロジェクト～」
「福祉の代替施設と化す我が国の刑務所～この現実に社会はどう向き合うべきなのか～」
「誰ひとり取り残されない～あいつが災害から学ぶ～」
- 課題2 「社会的差別の現実と差別禁止法」「ヘイトハラスメント裁判」
「ハラスメント問題入門」「『全国部落調査』裁判とネット公開」
- 課題3 「生活困窮者支援と隣保館の果たす役割」
「子どもたちと向き合う～家庭児童相談室から～」
「子どもからのカミングアウトを受けて～家族の立場から～」
「求められるカラーユニバーサルデザイン」
- フィールドワーク 「高野山の歴史～『平等と差別』を中心に～」
ゴスペルコンサート 「ついに『自由だ!』～自由への道標 ゴスペル～」

8月25日(金)

全体講演 映画「スカーフ論争～隠れたレイシズム～」
「過労死 働き方を変える」

- *高野山大学体育館および201教室はエアコンがありません。
- *高野山は高地になりますので、夜間および朝方は涼しくなります。寒暖の差が予想されますので、服装にはご注意ください。
- *部落解放・人権夏期講座期間中、受講生の皆様には高野山真言宗さまのご高配により高野山内有料施設の一部を無料拝観いただけることになりました。(当日資料参考)

詳細は開催要項をご覧ください。(ウェブサイトからダウンロードできます)

であい
つながり

集会ふれあい記

第5回
食肉つながり 編

宮崎で開催される部落解放・人権西日本夏期講座で講演いただく坂本さんとの出会いは熊本県民テレビが制作した「いのちいただくシゴト～食肉解体作業員の誇りと痛み」という番組だった。番組はディレクターの村上さん等が7年も現場に通い詰めたという徹底した取材と熊本県民テレビの部落問題をタブー視しない姿勢のたまものだ。昨年11月には全国放送され、放送批評家懇談会の月間ギャラクシー賞を受賞した。

部落問題を取り扱った作品がこうした賞を受賞するのは久方ぶりだろう。番組の中で坂本さんが語ったことでひとつ気になったことがあった。「ボクと同じような仕事をしている人たちがたくさんいる。ボクはその人達とつながりたい」という言葉だ。

昨年、あいついで差別解消法が成立した。いずれも差別解消のための教育と啓発に取り組むことを求めているが、正しい知識を伝えるだけでは差別はなくなる。どうすれば伝えたいことが伝わるのか、そこには「共感」が必要ではないかと思う。人と人の間に「知識」だけではなく「共感」があることによって人と人がつながっていく。坂本さんの言葉に刺激され、研究所で南港の食肉市場と学校教育現場とをつなぐ「食肉プロジェクト」を担当している棚田君と一緒にぜひその提案を実現しよう準備をはじめている。

そんな話をあちこちでしていると不思議といろいろな人とつながりはじめた。名古屋で開催した人権啓発研究集会でお世話になった名古屋食肉公社の宮下理事長もその一人。坂本さんの話をし、後日DVDをお送りした。ホルモンといえば大阪では牛が多いが名古屋では豚のホルモンが主流だ。そんな豚のホルモンを扱うお店が『とんやきでらホル』。部落解放同盟愛知県連合会の事務局で働いていた山本義治くんが経営している。「でら」というのは名古屋弁で「すごい」という意味。『炭火ほるもんひとすじ』もすごい。「ほるもんにこだわって50年」、ホルモンしか扱わない。県連の青年部長の井村さんが経営する。「うちは精肉店」の北出さんの息子さんがはじめた大阪の『鉄板呑み屋 BUTCHER』もこれまたすごい。人権啓発研究集会で部落問題について講演いただいた林光宏さんは鳥取の吉岡温泉で子牛を育てている。林さんも坂本さんの提案に乗り気だ。

牛を育てる人、牛を解体する人、肉を食べさせる人、肉を食べる人。肉を通した豊かなつながりで部落差別を考えていきたい。もちろんおいしいお肉を食べながら。(M)

【炭火ほるもん ひとすじ】

<http://www.hitosuji.jp/>

【とんやき でらホル】

<https://tabelog.com/aichi/A2301/A230106/23046160/>

【鉄板呑み屋 BUTCHER】

<https://tabelog.com/osaka/A2701/A270105/27090662/>



大阪的なこと

この春から、進学や仕事などで大阪に引っ越して来られた方もいるかと思いますが、この街の独特なところに戸惑うことがあるのではないのでしょうか。私は大阪市内まで電車で数十分の兵庫県で生まれ育ち、大阪府民になって10年以上たちましたが、いまでも自分から大阪人とはおこがましくて言えません。最近も『大阪的』(ミシマ社)という本で勉強しました。大阪的なものは奥が深いとつくづく思います。私がこういうことを意識するようになったのは26年前、東京で暮らし始めたときなのですが、当時、私が関西出身者という理由でまわりの学生からいろいろ言われました。

「ねえ、なんか大阪弁でしゃべってよ」。友人たちが集まるとなにかにつけて「むちゃぶり」をしてきます。また、宴会ではおもしろいノリを要求されます。どうやら私は大阪の人代表として扱われているようなのです。同級生には思いのほか関西人とかかわってこなかった人が多く、その人たちには関西の方言はどれも一緒に聞こえるらしい。しかも、テレビで見えるお笑い芸人のノリが一般人にも浸透していると思っている…。私は大阪出身じゃないし、お笑いもよくわかっていない、どうしよう。いうなれば海外暮らしをして、現地の人たちに歌舞伎のことを聞かれてあわてるような感じでしょうか。にわかに「大阪のこと知っとか

なあかん!」みたいな責任感を感じ始めました。とはいえ、東京がとにかくかっこいいと思っている10代の私は、大阪的なものの魅力を本当に理解できていたわけではないので、なにもかも中途半端でした。

10年ほど東京で暮らして、その後大阪に住むようになり、関西弁に囲まれる生活にもどって、改めてその土地の言葉のもつ力について考えるようになりました。いまは「ぼちぼち」的なあいまいさを含む言葉のおかげで精神的にもずいぶん救われているのを感じます。「方言」というものはよくもわるくも自分を形成する価値観として大きく影響するので不思議です。

そして一度関西を離れてみて、自分が子どものころに人権・同和教育をある程度丁寧を受けてきていたこともわかり、そのことはずいぶんありがたい経験だったと思うようになりました。義務教育で人権教育、同和教育を受ける時間があったことが自分にどう影響しているのかははっきり言葉にできませんが、たとえばいまこうやって人権にかかわる業務に携わっている。少なくとも理由の一つにはなっているように思っています。教育と方言をむすびつけるのは強引ですが、自分のなかにじわっとしみこんでいるもの、そういう意味では似ているところがあるのやもしれません。

参加者募集!!**2017.5～6 研究所カレンダー**

- 5/10 マスコミ人権懇話会 @HRCビル4階研修室
「メディアと人権にまつわるお話～いくつかツッコミを入れたいこと」
谷口 真由美さん（大阪国際大学准教授、研究所理事）
- 5/25 第394回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール
「私の生い立ち、ろう運動、そして市議会議員となって」
家根谷 敦子さん（明石市市議会議員）
- 6/15 第6回定時総会・記念講演 @大阪市立子ども文化センターホール（クレオ大阪西）
「ウェブ社会と『新しい差別』」 荻上 チキさん（評論家、『シノドス』編集長）
- 6/22-23 第42回部落解放・人権西日本夏期講座 @宮崎市
- 6/29 第395回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール
「最先端技術と人権」 北口 未広さん（近畿大学教授）

2017年度部落解放・人権研究所 事務局体制

- 【所 長】 谷川 雅彦（全体統括）
- 【総 務 部】 佐藤 晃司（法人運営、販売管理、正会員管理、50周年PTほか）
小西愛里紗（会計、労務管理、賛助会員管理ほか）
- 【調査・研究部】 棚田 洋平（研究部事務局、人権啓発研究集会、50周年PTほか）
片田真之輔（研究部事務局補助ほか）
- 【啓発企画部】 川本 和弘（解放大学、企業啓発講座、マスコミ関係ほか）
片木真理子（『ヒューマンライツ』編集ほか）
今井貴美江（西日本夏期講座、世界人権宣言、通信編集ほか）
芝 裕紀子（高野山夏期講座ほか）
- （業務委託） 外川 浩子（東京講座）、川口 泰司（人権啓発研究集会）



とある方から1921年に発表された佐野学の「特殊部落解放論」を入手したいと連絡があった。研究所の蔵書は現在、お蔵入り

していることを伝えただけで、「優れた論文、読むべきだよ」という言葉がびっくり、なんとかつてを頼って手に入れた。水平社創立に影響したという論文。当事者運動による差別からの解放、権利の獲得、そしてあらゆるマイノリティの連帯を訴えている。当時から現在まで、心ふるわせて読んだ、多くの人たちを想う。（IK）

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつぐ差別事件』他



研究所通信 407号 2017年5月1日(奇数月1日発行)

発行所 (一社) 部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL(総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円(送料込:会員は会費に含む)

振替口座 大阪 00910-7-96112